

議事日程(第5号)

平成25年12月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第49号 尾鈴土地改良事業に伴う国営造成施設管理体制整備促進事業(操作体制整備型)の事務の委託の廃止について
- 日程第2 議案第50号 国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型 尾鈴地区)の事務の委託について
- 日程第3 議案第51号 高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定について
- 日程第4 議案第52号 高鍋町総合交流ターミナル施設の指定管理者指定について
- 日程第5 議案第53号 社会教育委員設置条例の一部改正について
- 日程第6 議案第54号 高鍋町債権管理条例の制定について
- 日程第7 議案第55号 平成25年度高鍋町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第8 議案第56号 平成25年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第10 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第11 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第49号 尾鈴土地改良事業に伴う国営造成施設管理体制整備促進事業(操作体制整備型)の事務の委託の廃止について
- 日程第2 議案第50号 国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型 尾鈴地区)の事務の委託について
- 日程第3 議案第51号 高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定について
- 日程第4 議案第52号 高鍋町総合交流ターミナル施設の指定管理者指定について
- 日程第5 議案第53号 社会教育委員設置条例の一部改正について
- 日程第6 議案第54号 高鍋町債権管理条例の制定について
- 日程第7 議案第55号 平成25年度高鍋町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第8 議案第56号 平成25年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第10 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第11 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

---

出席議員（15名）

1番	水町	茂君	2番	徳久	信義君
3番	岩崎	信や君	5番	緒方	直樹君
6番	池田	堯君	7番	中村	末子君
8番	黒木	正建君	10番	後藤	隆夫君
11番	青木	善明君	13番	永友	良和君
14番	時任	伸一君	15番	八代	輝幸君
16番	津曲	牧子君	17番	柏木	忠典君
18番	山本	隆俊君			

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	間	省二君	事務局補佐	鳥取	和弘君
議事調査係長	山下	美穂君			

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	小澤	浩一君	副町長	川野	文明君
教育長	萱嶋	稔君	教育委員長	黒木	知文君
農業委員会会長	渡瀬	俊弘君	代表監査委員	黒木	輝幸君
総務課長	森	弘道君	政策推進課長	壺岐	昌敏君
建設管理課長	恵利	弘一君	農業委員会事務局長	長町	信幸君
産業振興課長	田中	義基君	会計管理者兼会計課長	宮崎	守一朗君
町民生活課長	三浦	敏君	健康福祉課長	河野	辰己君
税務課長	原田	博樹君	上下水道課長	芥田	秀則君
教育総務課長	三嶋	俊宏君	社会教育課長	中里	祐二君

---

午前10時00分開議

○議長（山本 隆俊） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

---

日程第1. 議案第49号

日程第2. 議案第50号

日程第3. 議案第51号

日程第4. 議案第52号

日程第5. 議案第53号

日程第6. 議案第54号

日程第7. 議案第55号

○議長（山本 隆俊） 日程第1、議案第49号尾鈴土地改良事業に伴う国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制整備型）の事務の委託の廃止についてから、日程第7、議案第55号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）についてまで、以上7件を一括議題といたします。

本7件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務環境常任委員長の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○総務環境常任委員会委員長（中村 末子君） 7番、中村末子。おはようございます。

第4回定例会において、総務環境常任委員会に付託された議案第54号高鍋町債権管理条例の制定について、議案第55号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）中関係部分について、日程順にその審査の経過と結果を報告いたします。

審査日時は12月12日、13日の2日間、第1委員会室において総務環境常任委員全員出席、要点筆記の事務局長、担当課職員出席のもと行いました。

まず、税務課所管の議案第54号高鍋町債権管理条例の制定については、高鍋町にはさまざまな債権が存在しますが、担当課ごとなどで、地方自治法や施行令のもと、債権の取り扱いについては対応してきましたが、地方自治体で制定することができることから、今回、町税などについては、定めで延滞金を取ることができるが、公債権については条例で定めることにより延滞金徴収が可能となること。町営住宅使用料などの私債権については、民法上では徴収可能であるが、条例化することにより遅延損害金について明確化するもので、今回、確認事項を含め条例制定するとの説明でありました。

委員より、債権の放棄に、生活保護法の規定により云々とあるがとの問いに、固定資産税、国保税など既に行っているが、新たに私債権等も含め対応できる条例としたとの説明、答弁がありました。

また、別途規則で定めるとあるが、どのようなことかとの問いに、納期限の定めや災害時、収入激減時における減免等、細かな対応を規則で定めるものであるとの答弁でした。

新たな条例を制定し対応する範囲の部署には、それらにかかわる住民への周知徹底を図ることが、委員から強く要望されました。

まとめに入り討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）中関係部分で、賦課徴収費の1,150万円については平成24年度評価替えに伴い、課税基準特例を受けていない物件が62件あることが判明し、申告があれば特例で固定資産税の還付が生じるところから、

予算化したものであるとの説明がなされました。

委員より、資料によるといろいろな物件があるようだが、どこがどう違うのか説明していただきたいとの質疑に、例えば新築併用住宅と新築専用住宅で比較すると、事業所と住宅と併用してある場合の特例と全部が居住用である場合とでは、若干の違いが生じるとの答弁でした。

次に、総務課関係では、庁舎管理費の減額については、太陽光発電設置に関して耐力、耐震関係で鉄筋部分について撤去すれば、パネル設置しても大丈夫と判断し、撤去費用も合算しての補助をいただいていたけれども、会計検査院の指摘により耐力、耐震度調査を行わず、判断しての撤去部分の補助は認められないとの指摘を受け、返還するものであるとの説明でした。委員より、確認の意味で、手すり部分を撤去したのは耐震調査を行った結果、正しい判断だったのかとの問いに、結局はよかったです、認められないとのことだったとの答弁でした。

消防関係では、消防団員が増加したため、服、靴、はっぴなどの追加、防災士養成公募で11名増加したことによる受験料、登録料の増との説明でした。委員より、そのうち女性は何名で年齢層はとの問いに、女性が7名、平均年齢は若干上であるとの答弁でした。

次に、政策推進課関係です。繰越明許費、債務負担行為、地方特例交付金、基金積立、地方バス路線維持補助などについて、説明がなされました。

繰越明許費の主な理由は、工事関係では相続などの発生により、用地取得などに時間が必要なこととの説明でした。

債務負担行為については、来年度4月からの運営が、スムーズに図れるように設定するものとの説明でした。

地方特例交付金はほぼ確定、寄附が5件、繰越金などの歳入。

歳出では、寄附分について積立、地方バス路線維持管理については、宮崎交通へ4路線、中尾・西小学校の通学手段、木城線については、必要な交通手段を確保するとの説明でした。

委員より、寄附者については、町にゆかりのある人のみか、ゆかりのない人でも寄附できるように手だてはないのかとの質疑に、町ゆかりの人がほとんどであるが、大阪の町人会などでパンフレットなどを差し上げるなど行っているとのことでした。

また、情報管理費について、どのような利用がなされているのかとの問いに、LGWANを使い国、県などとのネットワークとしているとの答弁でした。

以上、質疑が終了しまとめに入り、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

○議長（山本 隆俊） 以上で、総務環境常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第54号高鍋町債権管理条例の制定について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第55号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）中関係部分に対して、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務環境常任委員長報告に対する質疑は終わります。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、岩崎信や議員。

○産業建設常任委員会委員長（岩崎 信や君） 3番。

産業建設常任委員会に付託された議案について、審査した経過と結果について報告いたします。

日時は、12月12日、13日の2日間です。審査は産業建設委員全員、審査会場は第3委員会室です。関係課長、職員の出席を求め、審査を行いました。

今回、本委員会に付託された議案は、議案第49号尾鈴土地改良事業に伴う国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制整備型）の事務の委託の廃止について、議案第50号国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型 尾鈴地区）の事務の委託について、議案第52号高鍋町総合交流ターミナル施設の指定管理者指定について、議案第55号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）中関係部分です。

初めに、産業振興課関係です。

議案第49号と50号は、内容が関連するため一括で審査しました。

初めに、議案第49号尾鈴土地改良事業に伴う国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制整備型）の事務の委託の廃止についてです。

尾鈴土地改良事業では、国営の事業が今年度までで終了する。それ以降の管理操作は土地改良区で行うため、機械の操作や管理の方法を学習するため、2カ年間で関係する高鍋町、川南町、都農町で分担しながら教育する制度事業であり、費用は国が60%、県と地元がそれぞれ20%の負担割合である。この事務委託を川南町にしていたが、それを廃止するという議案であるとの説明がありました。

次に、議案第50号国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型 尾鈴地区）の事務の委託については、管理体制整備型の事務委託であり、49号とは異なる事業である。全体の管理事業費は、賦課金で賄われるべきであるが、維持管理上、災害防災などの多面的な機能の発揮と地域住民の施設管理の参画を促すための管理費分を支援するための新しい事業で、公的な管理体制を支援するという事で補助の対象になっている。

この管理体制事業には計画更新事業や支援事業などがあり、事業により負担割合は幾らか異なるが、総体では国が50%、県と地元がそれぞれ25%である。26年度の総事業費530万円をそれぞれが負担すると、本町は20万円となるため債務負担行為として計上し、川南町に事務委託するものであるとの説明でした。

委員より、各町の負担割合について質疑があり、国営事業計画面積によるものであり、全体で1,580ヘクタールのうち、本町は190ヘクタールである。金額は1,580分の190に事業費を掛けて、それに補助率を掛けたものであるとの答弁でした。

また、管理基準について質疑があり、国の基準規定に従ってつくるものであるとの答えでした。

次に、節水や断水はあり得るのかとの質疑があり、ダムには責任放流量があるが、放流量を超える雨がなければ、当然節水や断水も起こり得る。これは全国どこでも同じであるとの答弁でした。

次に、議案第52号高鍋町総合交流ターミナル施設の指定管理者指定について、審査しました。

指定管理者から、町に指定管理候補の申請を出してもらい、高鍋町指定管理者導入等検討委員会で検討し、さらに、外部委員2名を含む指定管理者候補者選定委員会で検討し、株式会社高鍋めいりんの里に決定された。

継続の理由として、指定管理者導入以前より、施設の管理運営の委託をしていること、利用者の利便性を考えると直営で行うよりメリットが大きいことなどであるとのことでした。非公募とした理由は、このめいりんの里は、管理を目的とした会社でノウハウの蓄積があり、真剣に経営改善に取り組んでいるということ、また、委託料がゼロであること、貸付金の返済期間中であることなどによるものである。

また、意見として、衛生面には万全を期すること、ある程度の資金を持つことが付されているとの説明がありました。

委員より、経営状態について質疑があり、上半期は前年度より厳しい状況である。下半期にこれまで以上のさらなる経営努力を求めているとの答弁でした。さらに、その理由について質疑があり、入湯客数はほとんど変わらないが、割引チケットによる入湯客が多かったのも一因との説明でした。

さらに、飲食について質疑があり、飲食部分は、前年より順調であるとの答弁でした。また、委員より、営業成績などの数値を尋ねる質疑については、上期の決算数値確認とあわせて、年度途中でその情報を開示することについて、まだ株主総会を経ていないのでお答えできかねるとの答弁でした。

さらに、委員よりレジオネラについての質疑があり、配管に改良を加え、また、殺菌を徹底することにより、今後、発生しないよう管理しているとの答弁でした。そして、委員より、送迎バスなどで利便性を図るなどサービスの向上も大切ではないかとの提言がありました。

次に、議案第55号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）中関係部分です。

みやざき特産野菜価格安定対策事業負担金は、青果物価格安定対策事業負担金からの名称変更が行われた。金額が確定したため、増額と減額が行われたものである。

農政企画費の負担金補助及び交付金の中の経営体育成補助金の減額は、当初計上してい

た新規就農分2件、認定農業者分1件が事業実施を取り下げたためである。

農地費の尾鈴地区土地改良事業費負担金補助及び交付金は畜産用水利用促進調査負担金で、水利権料の中で暫定的に畜産に水を利用するための調査委託である。

林業総務費の委託料は、町有林の伐採のための調査委託費。

森林整備加速化・林業再生事業補助金は、国の制度で県を通して2分の1の補助事業である。

商工業振興費の商店街まちなみ景観形成事業補助金は当初の計画より2件ふえたため、観光費の需用費はクルーズトレイン「ななつ星 in 九州」の歓迎看板であるなどの説明がありました。

質疑に入り、委員より、経営体育成補助金の新規就農分の取り下げの理由を問われ、1件は倉庫建設であったが、普及センターからの経営指導の中で、初期投資を抑えるようにとの指導があり取り下げた。また、1件は中古ハウスを購入したためとの答弁でありました。

また、委員より、県補助金返還金の理由について質疑があり、事業見直しを行って事業を行ったところ、確認検査の中で要綱に合わないとの指摘があり、補助金の返還になったとの答弁でした。

次に、畜産用水利用促進調査費について、暫定的に行うものであるとの説明について、その内容についての質疑があり、暫定的であれば利用しないという農家もあるだろうということで、使用水量の調査を2年間で行うものである。利用期間は、工事が完成するまでで、予定では平成33年までであるとのことでした。

また、委員より土地改良法には違反しないのかとの質疑には、土地改良法には違反しないが、河川法の手続は必要となるとの答弁でした。

次に、建設管理課関係です。

議案第55号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）中関係部分について、審査しました。

都市計画費の公園管理費の修繕費は、乗用モアという草刈機の修繕費、公園管理費委託は、街区公園の消毒や舞鶴公園の整備費である。

また、公共土木施設災害復旧費は、羽根田地区の町道のり面の復旧工事費であるとの説明がありました。

委員より、公園の消毒について質疑があり、毛虫などの防除のための薬剤散布である。街区公園の管理は、基本的には地域にお願いしているが、大きな木の剪定などは要望により行っているとの答弁でした。

また、羽根田地区ののり面工事の長さについて質疑があり、現地図を示して10メートルであるとの答えでした。

委員会での審査が終了後、切原ダムと青鹿ダムを現地調査しました。

全ての審査が終了し、採決を行いました。

議案第49号尾鈴土地改良事業に伴う国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制整備型）の事務の委託の廃止について、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第50号国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型 尾鈴地区）の事務の委託について、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第52号高鍋町総合交流ターミナル施設の指定管理者指定について、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第55号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）中関係部分について、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（山本 隆俊） 以上で、産業建設常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第49号尾鈴土地改良事業に伴う国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制整備型）の事務の委託の廃止について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第50号国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型 尾鈴地区）の事務の委託について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑終わります。

次に、議案第52号高鍋町総合交流ターミナル施設の指定管理者指定について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第55号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）中関係部分に対して、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。委員長、青木善明議員。

○文教福祉常任委員会委員長（青木 善明君） 11番。皆さん、おはようございます。

平成25年第4回高鍋町議会定例会において、文教福祉常任委員会に付託されました議案は、議案第51号高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定について、議案第53号社会教育委員設置条例の一部改正について、議案第55号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）中関係部分についての3件であります。その審査と経過及び結果について、御報告いたします。

日時は、12月12日と13日の2日間、第4委員会室にて、文教福祉常任委員全員が出席し、執行当局に担当課関係職員の出席を求め、議案の説明を受け慎重に審査を行いました。

初めに、議案第51号高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定について、健康福祉課より説明があり、社会福祉法人高鍋町社会福祉協議会に、引き続き指定管理者として指定をお願いしたい。当法人は老人福祉館のマニュアル及びしおり等を作成し、利用団体等に配布を行い、利用者への周知を図るなど、利用者の利便性が図られており、その結果、利用者がふえ、適切な事業運営ができているとの説明でありました。

委員より、免除団体と有料団体との違いはの問いに、免除団体は、高齢者クラブ、地域婦人連絡協議会などの民主福祉団体で、事業目的は有料との答弁でありました。

また、使用料の内訳はの問いに、使用料には冷暖房使用料、ネット回線使用料が含まれているとの答弁でありました。

質疑が終わり、討論はなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号社会教育委員設置条例の一部改正について、社会教育課より説明があり、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第三次一括法が平成25年6月14日交付、平成26年4月1日施行に伴い、社会教育法の一部改正が行われたため、社会教育委員設置条例の一部を改正するとの説明でありました。

委員より、社会教育委員の構成についての問いに、現在、12名で宮崎県立高鍋農業高等学校学校長、高鍋町立高鍋東小学校校長、高鍋町文化協会会長、ガールスカウト日本連盟宮崎県第2団団長、高鍋町体育協会代表者、高鍋町スポーツ少年団本部事務局長、高鍋町自治公民館連絡協議会代表、高鍋町地域婦人連絡協議会会長、高鍋町子ども育成連絡協議会会長、高鍋商工会議所女性会代表、学識経験者の元校長2名で構成されているとの答弁でありました。

委員より、教育委員会に進言や提言等ができ、また過去に意見等が出されたのかという問いに対して、することができるようになっており、提言や意見等がありましたとの答弁でした。

また、委員より、12名以内となると他の市町村と比較して今後減らす方向で考えているのかの問いに、人口割的に当町は多いので、今後、見直しを考えているとの答弁でありました。

質疑が終わり、討論はなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）中関係部分について、初めに社会教育課であります。

体育施設費の体育館費ですが、これは高鍋町体育館の大規模改修事業に伴う消耗品購入と備品購入で、事業後に消耗品では、体育館のトイレやアリーナの清掃等に使用する用具を購入管理を行うための費用として計上するもので、また、競技用のバドミントンネット

やバレーボールアンテナについても、以前、使用していたものは破れや破損があったため買いかえるもので、備品については、体育館で使用していた備品を整理した結果、破損や欠損していて使用不能のものや経年劣化により傷んでいるものなどが多数あり、今後、体育館の利用については、控室、多目的トイレ等も充実し、利用頻度も上がるものと考え、また、さまざまな大会等が行われる場合のことを考慮し、各競技用の備品をそろえ、多種多様な利用形態に対応していきたいと考えており、その他整理用具についても購入し、限られたスペースを有効活用したいとの説明でありました。

委員より、契約方法についての問いに、消耗品は随意契約、備品については見積競争入札予定との答弁でありました。

同じく、総合運動公園費の不動産鑑定手数料ですが、これは、小丸河川敷広場のトイレについて、現在、2人用の簡易トイレが設置されており、このトイレについてはサッカーやグラウンドゴルフの大会、また、各種イベント等で広場を使用するときに数が少ないことによる不便さと、簡易トイレであるために、臭いなどの問題で使用したくないとの意見もあり、他の運動公園にあるような公衆トイレを設置してほしいとの要望があり、今回、この不動産鑑定を行うのは、トイレを建設する場合に広場周辺の土地の価格の調査を行い、トイレ建設用地買収の参考にするとの答弁でありました。

委員より、土地の選定は決まっているのかの問いに、まだ決まっていないとの答弁でありました。

また、委員より、土地の選定については、住宅密集地でもあるので選択肢を広げ、国、県と協議、交渉しながら慎重に進めるべきではないかとの意見がありました。

次に、健康福祉課であります。

まず、社会福祉総務費の退任記念品ですが、これは、民生委員改選に伴い退任される17名に、長年の功績に敬意を表するため記念品を贈るもので、同じく燃料費は社会福祉協議会に運行委託している福祉バス及び基幹相談支援センターの移送用の公用車、社会福祉係公用車の燃料費が、当初予算編成時に比較すると1リッター当たり18円値上がりしているためとの説明でありました。

次に、老人福祉費の印刷製本費とその他手数料ですが、これは県の地域支え合い体制事業補助金を活用し防災意識の高揚等を図るため、「みんなの防災手帳」を全世帯に配布するもので、この手帳配布の導入は全国2番目になるとの説明でありました。

次に、障害福祉費の介護給付費支払手数料ですが、これは介護給付費等の支払手数料の増加によるものとの説明でありました。

同じく、身体障害者補装具給付事業ですが、これは給付実績数は、昨年度比ほぼ変わらないが、座位保持装具、下肢装具等の高額装具の支給が増加しているためとの説明でありました。

同じく、介護給付費では、療養介護、生活介護、共同生活介護等の利用増加したためと、同行援護は実績見込みに応じ減額との説明でありました。

同じく、訓練等給付費では、就労継続支援B型サービスの利用者、利用日数が増加したためとの説明でありました。

同じく、日中一時支援事業では、当初利用見込み数よりも利用実績が少ないため減額するとの説明でありました。

同じく、移動支援事業では、当初利用見込み数よりも利用実績が増加したためとの説明でありました。

同じく、障害児通所支援事業費では、町内に当該事業を行う事業所が開設され、当初見込み数よりも利用実績が増加したためとの説明でありました。

同じく、療養介護給付医療費では、療養介護の利用者が1名増加したためとの説明でありました。

同じく、障害者相談支援費では、計画相談支援の導入が進み、計画作成件数いわゆるモニタリング件数が当初見込みよりも増加したためとの説明でありました。

次に、福祉センター費の工事請負費ですが、これは総合福祉センター入口を改修工事するとの説明でありました。

次に、児童福祉総務費の子育て支援給付システム整備委託ですが、これは子育て支援給付システム整備費確定したことと、及び子ども子育て支援ニーズ調査による増額との説明でありました。

次に、児童措置費の放課後児童クラブ委託ですが、これは年間平均児童数の増が見込まれることによる補助基準額の増額、開設日数加算、長時間開設加算の補助基準単価の増額、放課後児童クラブ障害児受入加算額が補助対象となったためとの説明でありました。

同じく、児童措置費の国庫補助金返還金ですが、これは平成23年度次世代育成支援事業実績及び平成24年度実績に基づき、国庫補助受け入れ済み分を返還するとの説明でありました。

次に、児童福祉施設費の普通旅費ですが、これはわかば保育園空調設備が老朽化しているため、改修整備にかかわる九州防衛施設局協議のためとの説明でありました。

次に、保健衛生総務費の西都児湯医療センター負担金ですが、これは前年度実績を基準とし、医療センター利用者のうち高鍋町利用実績に基づき負担するものとの説明でありました。

同じく、普通旅費では、管内保健担当課長等会議のためとの説明でありました。

委員より、障害福祉サービス等が受けられる人に対して周知徹底は図られているのかの問いに、事業所や基幹相談支援センター、窓口相談、電話相談などで対応しているとの答弁でありました。

次に、教育総務課であります。

まず、教育寄附金では、高鍋町に在住しておられる個人からの育英会寄附金を高鍋町育英会への出資金として充当するとの説明でありました。

委員より、高鍋町育英会の利用者率及び運用資金は足りているのか、また返済の焦げ付

きはあるのかについての問いに、利用者も多く、昨年度末の基金残高は1,500万円程度で、返済の滞納はないとの答弁でありました。

次に、学校管理費の工事請負費の附属施設工事ですが、これは高鍋西中学校の高圧受電設備の変圧器が老朽化していること及び不良箇所が見つかり、取りかえるとの説明でありました。

委員より、変圧器容量についての問いに、200キロVAから300キロVAにするとの答弁でありました。

以上、全ての質疑が終わり、議案第55号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）中関係部分について、反対討論はなく、採決に入り、委員全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（山本 隆俊） 以上で、文教福祉常任委員長の報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第51号高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第53号社会教育委員設置条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第55号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）中関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑は全て終わります。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第49号尾鈴土地改良事業に伴う国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制整備型）の事務の委託の廃止について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第49号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決

です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第49号尾鈴土地改良事業に伴う国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制整備型）の事務の委託の廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型 尾鈴地区）の事務の委託について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第50号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第50号国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型 尾鈴地区）の事務の委託については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第51号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第51号高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号高鍋町総合交流ターミナル施設の指定管理者指定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第52号高鍋町総合交流ターミナル施設の指定管理者指定について、賛成の立場で討論を行います。

私は、この案件の中で質疑でも行いましたように、本来なら5年間の長い時間の中で、めいりんの里を運営していくために、どういったふうにしていったらいいのかということ、もう少し柔軟に考えていく方向が望ましいと考えております。

しかし、執行部の考え方もあり、3年間という提案に対して、私もやむを得ず賛成をした次第でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、議案第52号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第52号高鍋町総合交流ターミナル施設の指定管理者指定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号社会教育委員設置条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第53号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第53号社会教育委員設置条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号高鍋町債権管理条例の制定について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第54号高鍋町債権管理条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

これは、総務環境常任委員会でも審査を行ったものですが、この中で、しっかりとした債権についての方向性が述べられており、特に私債権などについて今までは、民法上の規定により取ってはいなかったものの、それを応用するという形、それをしっかりと条例で

定めることによって、新たな債権について、これ以上の負担が出てこないようにということを示されました。

特に、町営住宅の使用料については、この昨今の皆さんの収入の低迷により、なかなか納めていただけない状況が出てきているのではないかと思います。そのことに対しても、私たち委員会の中では、保証人に対してもしっかりと、この条例が制定されたことを皆さんにお知らせをし、納得をしていただいた上でお支払いをしていただく、そのことが非常に大切ではないかということが言われました。私もそのとおりだと思います。確かに、この喫緊の消費の伸びの悪さ、そして収入の低さは目に余るものがありますけれども、それに増しても、やはり高鍋町で債権とするものが、なかなかとれないというのでは、これまた町の財政運営にとっても非常に損失でございます。それから考えたときに、この条例が制定されることにより、住民に、税のあり方、そして私債権のあり方、そのことを周知徹底図っていく方向性が明確化されたことは、大変好ましいと思っております。

○議長（山本 隆俊） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、議案第54号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第54号高鍋町債権管理条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第55号を起立によって採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は各委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第55号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）は、各委員長報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩したいと思います。11時から再開します。

午前10時50分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

日程第8. 議案第56号

○議長（山本 隆俊） 日程第8、議案56号平成25年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本件は特別会計予算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、柏木忠典議員。

○特別会計予算審査特別委員会委員長（柏木 忠典君） 平成25年第4回定例町議会本会議にて特別委員会に付託されました、議案第56号平成25年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、特別委員会における審査の結果につきまして、御報告を申し上げます。

審査の日程は、12月11日の1日間、当日は第3会議室に議長を除く14名の委員出席のもとに、関係課長、担当職員の出席を求め、本案に対する詳細説明を求め、慎重審議、審査を行いました。

以下、御報告を申し上げます。

今回の補正は、地方自治法第214条の規定により、平成26年度の浄化センターの維持管理委託、電気工作物保安管理、浄化センター運転管理、汚泥運搬処分等についての債務負担行為を設定するものとの説明がありました。

質疑に入りまして、委員より、電気工作物保安管理委託の見積りは何社からとの問いに、1社のみ、委託業務を出すときに他社から見積りをとっているとの回答であります。

さらに、運転管理委託は積算によるものだということが、見積りはとってあるのかとの問いに対しまして、見積りはとってあるとの回答であります。

また、運転管理委託の積算と見積りとの差が大きいようだが、運転管理のできる人員を計上しているのかとの問いに対しまして、どちらも管理人員を3人で計上している、積算は人件費の積算上の労務費の賃金格差により開きが出ているとの回答であります。

質疑を打ち切りまして、討論なし、慎重審議、審査の結果、全員一致で原案通り可決すべきものと決しました。

以上、特別委員会に付託されました1件の議案につきまして、審査の経過と結果につきまして、御報告を終わります。

○議長（山本 隆俊） 以上で、特別委員長報告を終わります。

質疑については、全議員構成の特別委員会でありますので省略いたします。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第56号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。

したがって、議案第56号平成25年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第9. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第9、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

---

#### 日程第10. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第10、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中を含め次期定例会に係る諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

---

#### 日程第11. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第11、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

○議長（山本 隆俊） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成25年第4回高鍋町議会定例会を閉会します。

午前11時05分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員